

令和 7 年第 10 回

君津市農業委員会議事録

令和 7 年 10 月 6 日 (月)

令和7年第10回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年10月6日（月）午後2時から午後2時43分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川 正幸

議 事 日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 議案第 1号から議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第 9号から議案第21号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第7 議案第22号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年10月）について

日程第8 報告第 1号から報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 6号から報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	内 海 孝夫	2番	鮎川 正幸
3番	水 野 徳子	4番	小笠原 武男
5番	笹 本 幸恵	6番	宇 野 真弘
7番	石和田 勉	8番	重 田 弘巳
9番	小 泉 春水	10番	齊 藤 昇
11番	重 田 忠男	12番	長谷川 貢

13番 鈴木 隆

14番 石井 和美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	安田 暉則
事務局次長	永嶽 一環
主査	占部 和裕
副主査	古市 和也

◎開 会

(午後 2 時 00 分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和7年第10回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

◎議席の指定

議 長 日程第1、議席の指定を行います。

欠員となっていた2名の委員について、令和7年9月11日付で新たに2名の委員が就任されましたので、君津市農業委員会会議規則第6条第2項の規定により、欠員、又は補充により新たに就任した委員の議席は、当該委員が最初に出席すべき総会において、議長が定めるとなっておりますので、私から指定いたします。

議席番号7番、石和田勉委員、議席番号8番、重田弘巳委員、以上、指定いたします。

なお、あらかじめ議席番号の席にお座りいただいておりますので、このまま会議を進めさせていただきます。

◎会期の決定

議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第3、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

6番、宇野真弘委員、11番、重田忠男委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第7号

議 長 日程第4、議案第1号ないし第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の議案書1ページをお開きください。

議案第1号について説明いたします。

大山野地先の田1筆、面積592平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由ですが、譲渡人は相続を受けたが耕作はできないため、譲受人に譲渡しようとするとします。譲受人は、譲渡人の要望に応え取得し、経営規模の拡大を図るとしております。許可基準として、譲受人は、現在1万2,000平方メートル余の農地を所有しております。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で600日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第2号及び議案第3号につきましては、譲受人同一のため、一括にて説明いたします。

中富地先の畠2筆、合計面積107平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、譲受人の要望に応え、譲渡するもの。譲受人は、自宅の隣接農地を取得して自家野菜を栽培したいとするものです。

許可基準として、譲受人は、現在、自作、借入れ合わせて1万1,000平米余の経営面積があり、農機具は、トラクター、耕運機等を所有しております。

農作業従事日数は、2名で180日としており、取得面積から見ても、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第4号について説明します。

福岡地先の畠1筆、面積244平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は市外に住んでおり、維持管理が困難なため。譲受人は、申請地に隣接する宅地建物と一体的に取得し、申請地には自家野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は市外からの転入予定者であり、所有農地はありませんが、ジャガイモ、トマト等の栽培を行いたいとしております。

農機具は、草刈り機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は、1名で延べ150日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第5号について説明します。

賀恵渕地先の田 1 筆、面積1,075平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、譲受人の要望に応え譲渡するもの。譲受人は、以前から耕作をしている農地であり、取得して経営規模の拡大を図るとしています。

許可基準として、譲受人は1万平方メートル余の農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植え機等を所有しております。

農作業従事日数は、2名で280日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第6号について説明します。

俵田地先の田8筆と畑1筆、合計面積6,666平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、相続を受けたが耕作はできないため、譲受人に譲渡しようとするものです。譲受人は、譲渡人の要望に応え取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は、所有農地、借入れを含め3万6,000平米を超える経営面積があります。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、4名で960日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

3ページを御覧ください。

議案第7号について説明いたします。

俵田地先の田1筆、1,021平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢のため経営規模の縮小を図りたく譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望に応え取得し、経営規模の拡大を図るものとしております。

許可基準として、譲受人は、所有農地、借入れを含め5万平方メートル近くの経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で500日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号について、1番、内海委員、お願いします。

内海委員 議案番号1を説明いたします。

申請内容につきましては事務局の説明どおりです。

第3条による所有権移転は、田1筆であります。

現地ですが、常代方面から市道4号幹線、失礼しました。別冊1ページをお願いします。

市道4号幹線を鹿野山方面に向かいます。そうしますと、周南公民館を過ぎまして、大きな1つ目の十字路がございます。市道8号小山野・皿引線の十字路手前の右側になります。圃場のほうは、きれいに整備されておりました。

譲受人は、家族4人で経営して、農地も規模拡大ということでございます。

譲渡人につきましては、管理ができないということです。

特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続きまして、議案第2号及び第3号については、一括して私から報告いたします。

譲受人が同一のため、2号、3号について一緒に説明いたします。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊2ページをお願いします。

君津駅から中富方向に向かい、後生橋を通り、100メートルほど行って右折した右側が申請地になります。2号議案と3号議案の土地は隣り合っておりまして、譲受人の家のすぐそばということになります。

9月29日に、代理人と譲受人と現地確認を行いました。申請地は畠として使用されており、譲受人の家のすぐそばであり、家庭菜園として使用するのに問題ないと思われます。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

続きまして、議案第4号について、6番、宇野委員からお願いします。

宇野委員 6番、宇野です。

4号議案について説明いたします。

9月27日の月曜日午後に、代理人の方と現地でお会いし、現地調査しました。

場所は、福岡地区の君津サッシというところを左に山の中にちょっと行ったところで、場所は、地目の変更、法務局からの照会で、農業委員の方と一緒に何度か現地を確認した場所になります。

今回、譲受人の方が、譲渡人の方の先祖代々の土地のような場所を一括して購入したので

すが、そこだけ農地の地目が外れなかつたために、今回、農地として購入するためにこのようないい申請になったそうです。

場所は、山の尾根というか山の中間に位置するような場所で、周りに農地があるという、その人の持っている農地しかないような状況で、耕作している感じではなく、草刈りの維持をしているような状況でした。

本人が家庭菜園をしたいということで、別に特段周りの影響もないような場所ですし、特に問題はないと思われます。よろしく御審議のほどお願いします。

議長 続きまして、議案第5号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

議案番号5番について説明いたします。

3条申請で、現地は、別冊4ページを御覧ください。

現地ですけれども、JA味楽団の直売所があります。それを馬来田方向410号バイパス、馬来田方向に向かって、1個目の十字路を左に曲がって400メートルぐらい行ったところをまた少し左に曲がったところが現地となります。現地、水田の今年も稻刈りをやった後の状況でして、きれいに管理されていました。

現地確認ですけれども、9月25日に譲受人の方も現地で確認して説明を受けました。現地は、以前から借りて耕作をしているということで、経営規模の拡大を図るために所有権移転となったということです。

不許可の要件に当たるものはないと思いますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第6号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番、重田です。

議案番号6号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の5ページを見ていただきたいと思います。

俵田駅前の信号を左に曲がり、300メートル先のコメリハード&グリーン君津俵田店の裏側の田んぼと俵田駅から岩出方面に向かい、信号を左に曲がったところの2筆の田んぼと、岩出の方面に向かい、150メートル先の左側の3筆の田んぼ、その先の100メートル先、左に入ったところの畑1筆と、田んぼ2筆でした。いずれも耕作しておりました。

現地確認は、9月25日に代理人と現地確認等、申請内容について確認いたしました。

譲渡人は、相続による所有ゆえ、耕作、維持管理が難しいため。譲受人は、耕作面積を拡

大し農業経営の安定化を図りたいとのことですので、所有権移転には特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第7号について、11番、重田委員からお願ひします。

重田委員 続きまして、11番、重田です。

議案番号7号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の6ページを開いていただきたいと思います。

俵田駅前の信号を左に旧450号線の500メートル先を左に入ったところです。

現地は、確認が9月25日に、譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

申請地は、田んぼとして耕作しておりました。

譲渡人は規模縮小のため、譲受人は規模拡大のため。

なお、申請地は整理組合のある地域であり、譲受人は、地域の取組がある場合は、可能な限り参加するようなことを話しておりました。

所有権移転には特に問題ないと思われる所以、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま議案第1号ないし議案第7号について、事務局の説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願ひします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第8号

議 長 日程第5、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

広岡地先の田1筆、面積1,084平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル166枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立て等はせず、整地のみを行う予定です。用水は使用しません。雨水は自然浸透式とし、雑排水はありません。工事は、地元の車両通行の安全を十分に確保して実施します。

隣接する農地は北側にあります。パネルの配置や高さ等を考慮して、営農への影響を抑え

る努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第8号について、13番、鈴木委員からお願ひします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第8号について御説明します。

申請の内容につきましては事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊7ページをお開きください。

JR久留里線と暗合沢に囲まれた休耕地であります。地図の左側中ほどに君津市消防署松丘分署があります。その前の市道を北、上のほうですね、100メートル上に行ったところを右折して農道に入りまして100メートルのところの左側であります。

9月25日午前に、譲受人と現地の確認、聞き取り調査を行いました。現地は休耕地ですが、草刈り等をしてあり、きれいになっておりました。

譲渡人の方は、相続によりこの土地を取得しましたが、農業の経験もなく高齢になり、農地の管理が大変になってきたので離農したいと考え、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、この地域での太陽光発電所の設置を計画しております、この土地を取得し、事業の拡大をしたいとのことでした。隣接する農地が北側に1枚ございますが、耕作者に関しまして、太陽光発電施設に転用することを説明して了解を得ているとのことでしたので、特に問題はないと思いますので、よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願ひします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第9号ないし議案第21号

議長　日程第6、議案第9号ないし第21号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第9号について御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

馬登地先の畠1筆、面積1万3,145平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和7年11月30日まで許可を得ていましたが、令和8年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

次に、議案第10号について御説明いたします。

作木地先の畠3筆、合計面積5,443.79平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和7年11月30日まで許可を得ていましたが、令和8年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第11号ないし第12号について関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。

大野台地先の田5筆、合計3,495.92平方メートルと、畠2筆、578平方メートル、合計面積4,073.92平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和7年11月30日まで許可を得ていましたが、令和8年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第13号ないし第14号について関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

清和市場地先の畠4筆、合計面積2,825平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和7年11月30日まで許可を得ていましたが、令和8年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第15号ないし第17号について関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書7ページ及び8ページを御覧ください。

市宿地先の畠5筆、合計面積3,859平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和7年11月30日まで許可を得ていましたが、令和8年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第18号ないし第21号について関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書8ページ及び9ページを御覧ください。

日渡根地先の田6筆、合計面積8,757平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和7年11月30日まで許可を得ていましたが、令和8年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第17号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第18号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第19号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第20号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第21号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第22号

議 長 日程第7、議案第22号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年10月）についてを議題といたします。

なお、議案第22号につきましては、6番、宇野真弘委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(6番 宇野真弘委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第22号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案について説明いたします。

このたび、君津市長より、農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

お手元の資料11ページをお開きください。

初めに、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が2件、田12筆、畠1筆、契約面積が合計1万8,043平方メートル。小糸地区2件、田1筆、畠2筆、契約面積は1万5,810平方メートル。清和地区13件、田25筆、契約面積は2万4,560平方メートル。小櫃地区1件、田6筆、契約面積は6,477平方メートルとなっております。

次に、機構・受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び面積につきましては、小櫃地区14件、田133筆、畠1筆、契約面積は合計11万6,105.76平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の12ページから29ページに記載されております。

なお、今回の農用地利用集積等促進計画案の策定に当たりまして、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可基準要件を満たしているものと判断しているとの御報告がございます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願ひします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第22号について、意見がないものと決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案について意見はないものとして、市長に回答いたします。

ここで、宇野委員の入室を認めます。

(6番 宇野真弘委員 入室)

◎報告第1号ないし報告第12号

議長 日程第8、報告第1号ないし第12号について。

報告第1号ないし第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第9号ないし第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第12号について、質問、意見等がありましたらお願ひします。

(発言する者なし)

◎閉会

議長 ありませんので、以上をもちまして、令和7年第10回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次の令和7年第11回農業委員会総会は、令和7年1月5日水曜日に市役所5階
大会議室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後2時43分)